

令和8年度 肱川上流遊漁案内

〒797-1212

愛媛県西予市野村町野村12号470番地

肱川上流漁業協同組合

電話：090-7624-5551

事務局 藤本



★ 漁期間・その他（令和8年内）

対象魚：アユ、アマゴ、ウナギ、コイ

魚種等		漁期間		
魚種	漁法	解禁日	漁終了期間	備考
アユ	友掛け・釣り	6月1日(月) 午前5時 9月26日(土) 午前5時	9月15日(火) 日没 12月31日(木) 日没	繁殖保護(産卵期)の為 9月16日～25日まで <u>河川全域を禁漁</u>
	なげ網・と網	8月2日(日) 午前5時 9月26日(土) 午前5時	9月15日(火) 日没 12月31日(木) 日没	
		夜川	9月26日(土) 午前5時	
アマゴ	釣り	2月1日(日) 午前6時	9月30日(水) 日没	
うなぎ	釣り・じんど	4月1日(水) 午前5時	9月30日(水) 日没	全長25cm以上のみ
その他 対象魚	鑑札等級に応じた漁法			
<u>注 意</u>		保護区等において、立て札等で特定魚種の禁漁、漁法・漁業期間が制限されている場合はその制限に従うこと。		

※日没は、暦等に記載される「日の入り」、日の出も同様に「日の出」の時間とする。

★ 遊漁料

鑑札種別及び料金			使用漁具及び漁法
2級	日券	2,000円	と網、なげ網、栓(じんど)、友掛け、はえ縄(つけ針類)、たも網ほか三級の漁法
	年券	6,000円	
3級	日券	1,000円	友掛け以外の釣り
	年券	2,500円	

※ アマゴの網を使用する漁法は禁止する。

☆ 友掛けオトリアユ設置所 1尾500円

・ 野村町 予子林 澤井弘説 090-9552-8318

★ 遊漁鑑札についての注意事項

- 1 遊漁鑑札は、鑑札販売店もしくは肱川上流漁業協同組合事務所（電話予約必要）でお買い求め下さい。遊漁承認証は他人に貸与してはいけません。

<遊漁鑑札販売所>

西予市以外：ジャンプワールド土居田店 ・ 釣具のフレンド（松山店・松前店）
ジャンプワールド大洲店

西予市：道の駅「きなはいや」・澤井弘説（囿あり）

<惣川：あまご鑑札> 沢屋商店 0894-76-0047 有限会社惣川 0894-76-0006

<ネット販売> つりチケ <https://www.tsuritickets.com/>
フィッシュパス <https://www.fishpass.co.jp/>

- 2 鑑札には、鑑札販売店が漁業者の住所、氏名を、日券の場合は操業年月日も記載致します。漁業者の皆様は、操業中は必ず鑑札を所持願います。

★ 漁具、漁法の制限及び禁止事項

- 1 瀬張り、やな、刺し網を使用する漁法、また、ヤス、モリを使用する漁法を禁止。釣り糸くずを川に捨てることを禁止。
- 2 アユの空掛け釣りを禁止。（水中のしゃくり掛け、ルアー釣を含む。）
- 3 水中に電流を通じてする漁法を禁止。夜間に灯火を使用して魚族を追い込み捕獲する漁法を禁止。ただし、「夜川」解禁中の投網、投げ網を投じる場合等の地上での灯火使用を除く。
- 4 農薬、毒物等を使用する漁法を禁止。
- 5 ウナギ採捕の栓（じんど）使用は、1人30本以内とする。
- 6 全長15cm以下のアマゴ、20cm以下のコイ、25cm以下のウナギの採捕を禁止。
- 7 と網、なげ網の使用は、どちらかの網を一人一統使用とする。
- 8 なげ網を5分以上水中に展帳し、潜水もしくは器具等を使用して魚族を追い込む漁法を禁止。また、展帳放置し魚族を採捕する漁法を禁止。
（令和4年度より9月26日以降の漁のみ解禁します。）
- 9 網を上下に張り、中にと網を使用しての漁を禁止。
- 10 保護区での指定以外の漁法、禁漁区での全ての魚族の採捕、漁業行為行使を禁止。
- 11 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内、野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内での漁を禁止。
- 12 朝霧湖において、夜間に船舶を使用し、水産動植物採捕する漁法または行為を禁止。

- 13 漁場監視員または警察官の指示に従うこと。
- 14 「漁の期間」「遊漁料」「遊魚鑑札についての注意事項」に記載する事項等に従うこと。

★ 遊漁に際し守るべき事項

- 1 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁の迷惑となる行為をしてはならない。

★ 違反者の措置

- 1 当漁協の罰則規程に基づき罰則を科すほか、悪質と認められるときは警察等、取締機関に告発する場合があります。
- 2 罰則を科した場合は遊魚鑑札を没収するほか、以降、当漁協管内漁場での漁業行為を認めない事とします。
- 3 遊魚鑑札を没収したときは、鑑札代金は返還いたしません。

★ その他

- 1 期間中、腕章を付けた監視委員が見回りを致しますので、鑑札証を見やすい場所に付けて漁を行ってください。
- 2 車両でお越しの場合、裏面の遊漁鑑札購入済カードを、車両ダッシュボード上に掲示しておいてください。

※ 近年、無鑑札の遊漁者が多く見受けられます。発覚した場合、取締機関に告発し、処罰することがありますのでご注意ください。